

(２)－１ 放課後児童健全育成事業

保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護が受けることのできない小学１～３年生の健全育成を図るため、受入れを実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児 童 数	360 人	345 人	371 人	405 人	423 人
学 級 数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	11 か所

【アンケート調査からみられる現状】

小学生児童調査における放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごさせ方の希望について、低学年（１～３年生）のうちは、「自宅」の割合が 67.5%、「習い事」の割合が 66.6%、「留守家庭児童会（学童保育）」の割合が 18.1%となっています。

高学年（４～６年生）になると、「習い事」の割合が 70.0%、「自宅」の割合が 64.6%となっており、「留守家庭児童会（学童保育）」の割合は 7.5%と希望は減っています。

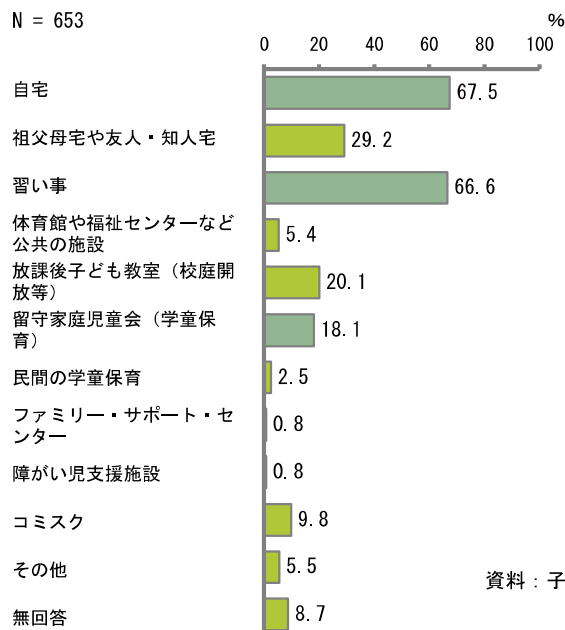
また、低学年（１～３年生）は、週当たりの利用希望日数が４日・５日・６日で 66.9%と定期利用のニーズが高く、高学年（４～６年生）になると、４日・５日・６日で 38.7%と定期利用のニーズが低くなっています。

就学前児童調査においても上記と同様の傾向がみられ、ニーズに定期利用希望と不定期利用希望が混在している状態になっています。

〔 放課後の過ごし方に対する希望（小学生児童）（複数回答） 〕

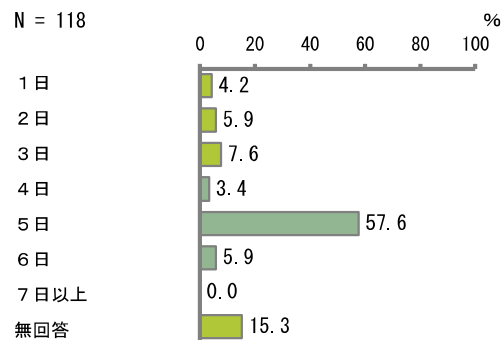
低学年（１～３年生）

N = 653



留守家庭児童会（学童保育）の週当たりの利用日数

N = 118

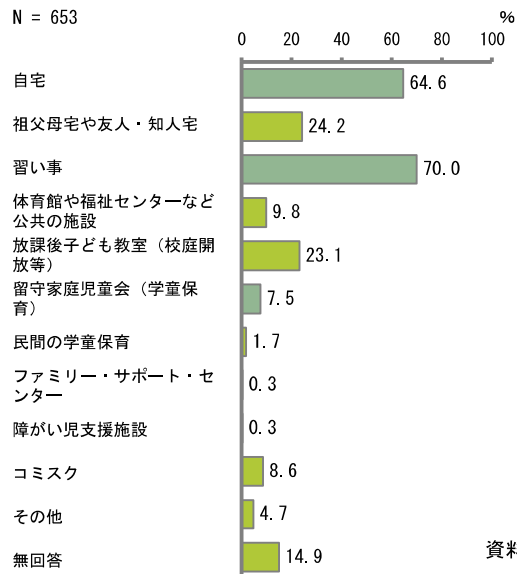


資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 26 年 3 月）

〔 放課後の過ごし方に対する希望（小学生児童）（複数回答） 〕

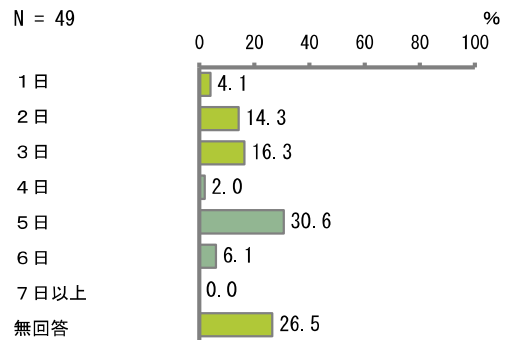
高学年（４～６年生）

N = 653



留守家庭児童会（学童保育）の週当たりの利用日数

N = 49



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 26 年 3 月）

【今後の方向性】

児童福祉法の改正により６年生まで事業の対象範囲が拡大されました。引き続き、放課後の適切な遊びと生活の場の確保に努めます。特に、ハード面は学校施設の活用のもと、学校敷地内で実施することを基本に国の定める基準を踏まえた専用区画の確保と整備に努めます。

高学年への拡大については、開始時期や具体的手法を慎重に見極め、クラブ型としての提供体制の整備について検討していきます。

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	<u>479 人</u>	<u>483 人</u>	<u>483 人</u>	<u>482 人</u>	<u>477 人</u>
提 供 量	<u>479 人</u>	<u>483 人</u>	<u>483 人</u>	<u>482 人</u>	<u>477 人</u>
過 不 足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	143 人	145 人	145 人	144 人	143 人
提 供 量	<u>0 人</u>	<u>0 人</u>	<u>0 人</u>	<u>72 人</u>	<u>143 人</u>
過 不 足	<u>-143 人</u>	<u>-145 人</u>	<u>-145 人</u>	<u>-72 人</u>	<u>0 人</u>

(2) - 2 放課後子ども総合プラン

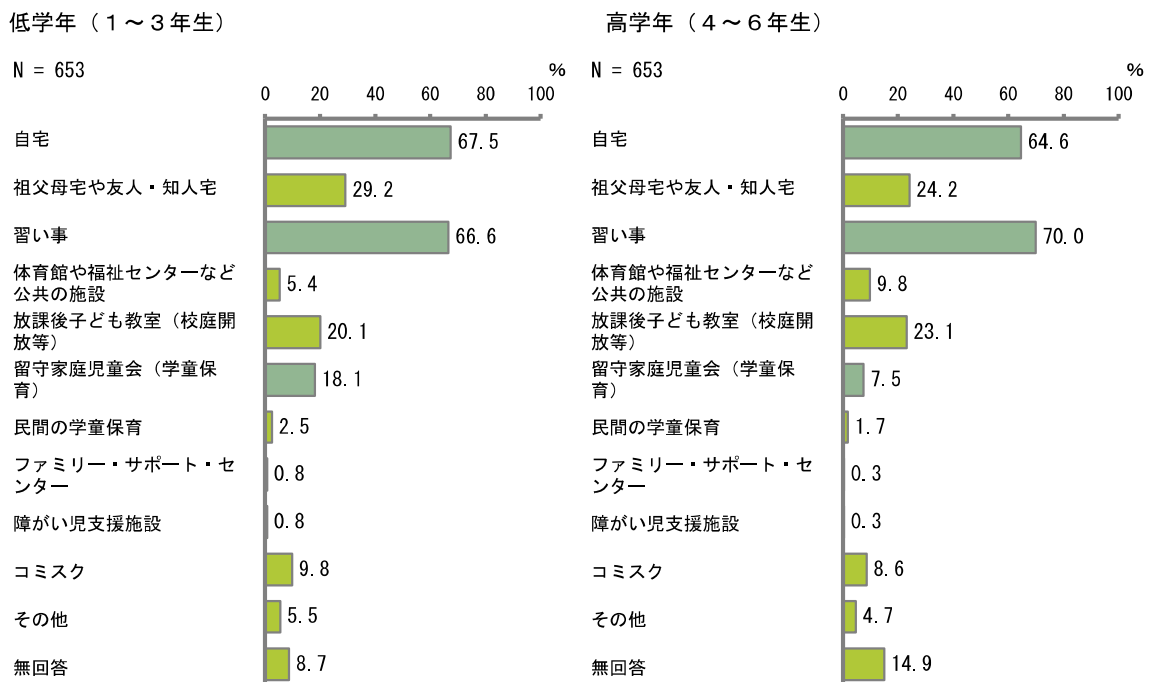
共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型の放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の計画的な整備等を目指します。

【アンケート調査からみられる現状】

小学生児童調査における放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごしませ方の希望について、「放課後子ども教室（校庭開放等）」をみると、低学年（1～3年生）のうちは、20.1%、高学年（4～6年生）になると、23.1%と若干希望が高くなっています。

また、低学年に比べ高学年において、「体育館や福祉センターなど公共の施設」の希望割合が高くなっていることから、公共施設内の場所に対する希望が高くなっていることがうかがわれます。

〔放課後の過ごし方に対する希望（小学生児童）（複数回答）＜再掲＞〕



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成26年3月）

【今後の方向性】

放課後児童健全育成事業と放課後子ども総合プランの両事業を並行して実施していく中で、それぞれの事業の充実と連携を目指し、次の取組を行います。

- ①小学生の様々な学習や体験活動を行う新たな取組の放課後子供教室を、平成２９年度までに市内全小学校において開設し、放課後の児童の居場所の確保に努めます。
- ②新たな取組の放課後子供教室は、小学校ごとの調整会議を設置し、子どもたちや保護者のニーズに沿った運営に努めます。
- ③放課後児童健全育成事業と新たな取組の放課後子供教室が連携して運営できるよう図るとともに、学校施設の有効活用に努め、平成２９年度までに市内全小学校で事業を実施することを目指します。